

沖縄県がん診療連携協議会の主催、共催、後援名義等の使用承認に関する内規

1. 沖縄県がん診療連携協議会（以下、協議会）、協議会幹事会（以下、幹事会）、協議会専門部会（以下、部会）が主体となって開催する講演会、研修会等の行事について、協議会委員、幹事会委員、部会委員から、主催、共催の名義の使用の依頼する場合は、協議会事務局（琉球大学医学部附属病院がんセンター）（以下、事務局）に文書で申請を行う。
2. 前項1の申請があった場合は、幹事会で審議を行い、可否の承認を行う。
 - (2) 審議は、メールによる審議でも良いこととする
 - (3) 結果は、次回の幹事会で報告を行う
 - (4) 審議結果は、議長に文書で報告を行う。
 - (5) 開催報告書を事務局に提出し、協議会及び幹事会にて報告する
3. 協議会委員、幹事会委員、部会委員が主体となって開催する講演会、研修会等の行事について、協議会委員、幹事会委員、部会委員から、共催または後援の名義の使用の依頼する場合は、事務局に文書で申請を行う。
4. 前項3の申請があった場合は、幹事会で審議を行い、可否の承認を行う。
 - (2) 審議は、メールによる審議でも良いこととする
 - (3) 結果は、次回の幹事会で報告を行う
 - (4) 共催となった場合は、議長に文書で報告を行う。
 - (5) 開催報告書を事務局に提出し、共催となった行事は協議会及び幹事会にて報告する
5. 国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する講演会、研修会等の行事について、主催者から共催、後援の名義の使用の依頼があった場合は、主催者が事務局に文書で申請を行う。
6. 前項5の申請があった場合は、幹事会で審議を行い、可否の承認を行う。
 - (2) 審議は、メールによる審議でも良いこととする
 - (3) 結果は、次回の幹事会で報告を行う
 - (4) 共催となった場合は、議長に文書で報告を行う。
 - (5) 開催報告書を事務局に提出し、共催となった行事は協議会及び幹事会にて報告する

附則

この内規は、平成 27 年 7 月 27 日より施行する

